令和6年第7回永平寺町議会定例会議事日程

(11日目)

令和6年12月12日(木) 午前 9時00分 開 議

1 議事日程

第 1 議案第79号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算について

第 2 議案第80号 令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算

について

第 3 議案第81号 令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算に

ついて

第 4 議案第82号 令和6年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について

第 5 議案第83号 令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算

について

第 6 議案第84号 令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算について

第 7 議案第85号 福井県市町総合事務組合規約の変更について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(13名)

1番 酒井圭治君

2番 長 岡 千惠子 君

3番 川崎直文君

5番 清水紀人君

6番 金元直栄君

7番 森山 充君

8番 清水憲一君

9番 滝波登喜男君

10番 齋藤則男君

11番 上田 誠君

12番 松川正樹君

13番 楠 圭 介 君

14番 中村勘太郎君

4 欠席議員(1名)

4番 朝 井 征一郎 君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町					長	河	合	永	充	君
副	町				長	北	Ш	善	<u> </u>	君
教	育				長	竹	内	康	高	君
消	防				長	宮	Ш	昌	士	君
総	務	1111	果	参	事	清	水	俊	弘	君
財	政		課		長	原		武	史	君
契	約	管	財	課	長	朝	日	清	智	君
総	合	政	策	課	長	清	水	智	昭	君
え	لا ١	住艺	支 援	課	長	深	水	正	康	君
建	設 課		Í	長	竹	澤	隆	<u> </u>	君	
農	林		課		長	島	田	通	正	君
防	災	安	全	課	長	吉	田		仁	君
商	エ	観	光	課	長	江	守	直	美	君
上	下	水	道	課	長	勝	見	博	貴	君
福	祉	保	健	課	長	高	嶋		晃	君
住	民	税	務	課	長	吉][[貞	夫	君
学	校	教	育	課	長	Щ	П	健	二	君
生	涯	学	習	課	長	吉	田	正	幸	君
子	育、	7 3	支 援	課	長	池	端	時	枝	君
会	計課			長	波多野 清		清	志	君	

6 会議のために出席した事務局職員

 議 会 事 務 局 長
 清 水 和 仁 君

 書
 酒 井 春 美 君

~.~.~.~.~.~.~.~.~.~.~.~.~

(午前 9時00分 開議)

~開 会 挨 拶~

○議長(酒井圭治君) 各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、 ここに11日目の議事が開会できますことを、心から厚く御礼を申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めてあります。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願い申し上げます。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順で審議を行い ます。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

~日程第1 議案第79号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算について~

○議長(酒井圭治君) 日程第1、議案第79号、令和6年度永平寺町一般会計補正 予算について、を議題とします。

これより、第1審議を行います。

資料は議案書をご用意ください。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(原 武史君) おはようございます。

それでは、議案第79号、一般会計補正予算について補足説明いたします。

歳出の主なものからご説明申し上げます。

議案書の14ページをお願いいたします。

上段、款2総務費、項1総務管理費の補正額は1億7,141万円でございます。

目1一般管理費におきまして、デマンド型乗合タクシーの試行運転の停留所標 識購入費用として、需用費79万5千円を計上しております。

目4財産管理費におきましては、令和5年度決算の承認がございましたので、

財政調整基金への積立金1億6,600万円を計上しております。

目9防災費におきましては、自主防災組織支援のため、資機材整備補助金87 万2千円を計上しております。

14ページ下段から15ページ上段にかけましての款3民生費、項1社会福祉費の補正額は2,440万3千円でございます。

目3心身障害者福祉費におきまして、令和5年度の実績精算に伴う返還金82 5万3千円を計上しております。

目4老人福祉費におきましては、福祉施設整備補助金としまして1,545万 8千円を計上しております。

15ページ下段から16ページ上段にかけましての款3民生費、項2児童福祉費の補正額は1,421万5千円で、目4児童福祉施設費におきまして、令和5年度の実績精算に伴う返還金1,122万5千円を計上しております。

目5子育で支援事業におきましては、子ども見守り宅食支援事業補助金の追加 分としまして83万7千円を計上しております。

16ページ下段から17ページ上段にかけましての款6農林水産業費、項1農業費の補正額は1,525万5千円の減額計上でございます。

目3農業振興費におきましては、県より追加内諾がありましたので、農業用機械の導入補助金など、負担金補助及び交付金で723万6千円を計上しております。

目4農地費におきましては、工事着手が見込めなくなったことから、工事請負費を2,300万円減額しております。また、土地改良区への補助金としまして46万円を計上しております。

17ページの下から2つ目の款7商工費、項1商工費の補正額は57万2千円でございます。観光パンフレットの増刷費用を計上するものでございます。

19ページ上段の款10教育費、項3中学校費の補正額は531万8千円でございます。目2教育振興費におきまして、実績精算に伴う返還金490万円を計上しております。

中段の款10教育費、項4幼稚園費の補正額は3万5千円でございます。令和 5年度の実績精算に伴う返還金を計上するものです。

20ページをお願いいたします。

款11公債費、項1公債費の補正額は2,684万3千円でございます。目1 の元金におきましては、交付税算入の対象とならない借入れの繰上償還費用とし て2,680万円を計上しております。また、目3公債諸費におきまして、繰上 償還に係る手数料4万3千円を計上しております。

続きまして、歳入の主なものをご説明いたします。

11ページをお願いいたします。

上段の款11地方交付税、項1地方交付税におきましては、普通交付税の交付 決定がありましたので1億4,748万5千円を計上しております。

上から3段目の款15国庫支出金、項2国庫補助金のうち、目2民生費国庫補助金でございますが、その中で地域介護福祉空間整備等施設交付金1,545万8千円につきましては、福祉施設への補助金の財源として充当いたします。

目5の商工費国庫補助金、観光振興事業補助金108万2千円につきましては、 当初予算で計上しております、多言語案内看板整備工事の財源として充当するも のでございます。

目8教育費国庫補助金、へき地児童生徒援助費等補助金160万9千円につきましては、スクールバス購入に対する財源として充当しております。

11ページ下段から12ページ上段の款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金83万2千円につきましては、自主防災組織支援の財源として43万5千円を、デマンド型乗合タクシーの財源として39万7千円を充当いたします。

目5農林水産業費県補助金のうち、未来に繋ぐふくいの農業応援事業補助金5 02万3千円、中山間営農継続支援事業補助金74万円につきましては、農業用 機械の導入補助金の財源として充当いたします。

目 9 教育費県補助金、公立小中学校適正規模化支援事業補助金 2 4 2 万円は、 スクールバス購入に対する財源として充当しております。

上から2段目の款17財産収入、項2財産売払収入446万円につきましては、 出捐団体の解散に伴い、返還される出捐金を歳入として受けるものでございます。

一番下、款21諸収入、項4雑入のうち、民生費雑入1,043万5千円につきましては、補助金の交付を受けていた法人からの、事業精算に伴う返還金を歳入として受けるものでございます。

以上、議案第79号の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願いいたします。

○議長(酒井圭治君) それでは、予算説明資料に基づき、課ごとに審議を行います。 資料は11月26日全員協議会資料1ページからの、令和6年度12月補正予 算説明書をご用意ください。

担当課の補足説明を受け、引き続き課ごとに質疑を行います。

まず、総務課関係の補足説明を求めます。

総務課参事。

○総務課参事(清水俊弘君) では、総務課のほうから、郵便料の補足説明をさせて いただきます。

まず、総額の要求額を定めるに当たって考慮しましたのが、今回の料金改定に伴う分ということで、役場のほうで発送します郵便物等をまず、今後見込まれるものを確認しました。その中で申し上げますと、まず、はがきが今後全体に占める割合として約45%程度、それと小さい封筒、定型の封筒ですね、これの50グラム以内のものが同じく45%程度、約9割がこの小さい封筒とはがきということで、このはがきで言いますと、旧の料金が63円から新しい料金で85円、50グラム以内の小さい封筒が84円から110円と、94円から110円と、およそ3割程度の改定になるということで、想定する補正の額を定めております。それで計算しますと、直近3年の郵便料の今後出すと思われる平均額というのを算出しまして、申し上げますと、令和5年の10月から令和6年の3月、同じように令和4年、令和3年も同様に出しまして、平均額というのは約760万円程度です。半年分の郵便料が約760万円、そこに今申し上げました平均の値上がり率1.3を掛けまして約990万円という数字を求めております。そこから今、現行の予算現額の620万円を差し引いた370万円を補正の総額としております。

その中で、児童手当であるとか各種の保健事業、この辺で確実に今後発送が見込まれるものにつきましては、各所管課の民生費であったりほかの総務費であったりで計上させていただいて、残りの残額316万円を総務課のほうで一括して予算措置させていただいております。

以上でございます。

○議長(酒井圭治君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(酒井圭治君) なければ、次に、契約管財課関係の補足説明を求めます。 契約管財課長。
- ○契約管財課長(朝日清智君) それでは、契約管財課関係についてご説明いたしま

す。

予算説明資料7ページ左側をお願いいたします。

庁舎管理諸経費、需用費、電気料補正額27万9千円につきましては、燃料価格の高騰を受けた電気料金に対する国の補助金の終了や値引き率の減少に伴う単価増、また熱中症対策として6月中旬から9月いっぱい取り組みました涼みどころとしての施設利用により、空調設備の稼働実績が増えましたので、増額補正をお願いするものでございます。また併せて、このたびの猛暑により執務時間8時半前の30分前から空調のほうを稼働しておりましたので、それも含んでおります。

なお、決算のご意見としていただきました空調設備の間引き運転など節電の取組は継続して行っておりますので、よろしくお願いします。

以上、契約管財課関係の説明といたします。 以上です。

○議長(酒井圭治君) これより質疑を許可いたします。 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(酒井圭治君) なければ、次に、防災安全課関係の補足説明を求めます。 防災安全課長。
- ○防災安全課長(吉田 仁君) 防災安全課からは、8ページ右側の自主防災組織資機材整備補助金について、補足説明をさせていただきます。

これについては、今年度より新設しました個別避難計画を作成しました地区に対して救助・救護等の資機材の購入、リアカーとか車椅子の購入分を新規に5割から8割補助ということで引き上げました。そういったことが要因となりまして、地区からの申請が当初を上回りましたので、その額87万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、先ほど財政課長のほうからご説明があったとおり でございます。

電気料につきましては、7ページ右側から8ページ左側となります。

これにつきましては、防災安全課関連の施設の電気料の電気料金が高騰しましたので、その不足分をそれぞれ増額補正しているものでございます。

以上、説明とします。よろしくお願いします。

○議長(酒井圭治君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番(上田 誠君) ありがとうございます。ご説明は分かりました。

ここの件数ですが、実際に個別避難計画に書いてある、それに伴う資機材ということで、その計画を立てたところは大体のところほとんどがこういう形で資機材を増やしているという形を見て、個別避難計画を立てたところのほとんどがそういう見直しで出てきたと判断すればよろしいわけですか。

大体何件ぐらいのことかなと思って、もしも分かったらお知らせください。

- ○議長(酒井圭治君) 防災安全課長。
- ○防災安全課長(吉田 仁君) この分にリアカーとか車椅子を購入、補正の分も合わせてですけども、今大体10地区の分が上がっているような形です。これについては、やはり能登半島地震でのそういったときにリアカーを使っていて、あと個別避難計画での実際の地区で訓練したときにやっぱり車椅子が必要とか、リアカーが必要ということで申請されている声があります。

以上です。

- ○議長(酒井圭治君) ほかありませんか。 8番、清水憲一君。
- ○8番(清水憲一君) すみません。小さい額で申し訳ないですけども、8ページ左 の防災倉庫の電気料というのは、倉庫内のどこの部分に電気が必要になってくる のでしょうか。
- ○議長(酒井圭治君) 防災安全課長。
- ○防災安全課長(吉田 仁君) この倉庫というのは、緑の村の下ののり面のところ に、うちは山地区の防災倉庫と呼んでいるのですけども、そこの中の倉庫内の電 気代と思っていただければいいかなと思います。
- ○8番(清水憲一君) ずっとついているのですか。
- ○防災安全課長(吉田 仁君) それは、夜真っ暗なので、夜とか行ったときに電気 をつける倉庫内の電気です。
- ○議長(酒井圭治君) ほかありませんか。 なければ、次に、財政課関係の補足説明を求めます。 財政課長。
- ○財政課長(原 武史君) まず、9ページ左側の基金積立金でございますが、これ につきましては、決算に伴う剰余金の2分の1相当額を財政調整基金に積み立て

るものでございます。

令和5年度の実質収支が決算で4億8,453万9千円でございましたが、この中には令和4年の繰越金について、令和5年度に基金に積んでいない分が1億5,300万円ございましたので、その分は今年の6月補正で補正して積立てを行っております。その部分を除いた金額の2分の1相当額ということで、今回1億6,600万円の財政調整基金への積立てを計上するものでございます。

また、右側の町の償還の元金についてですが、これにつきましては繰上償還するものでございますが、内容としましては、まず、みどり葉こども園から返還される補助金に係るものが380万円でございます。あと、町営住宅の長寿命化事業に係るものが令和3年度分で900万円、令和5年度分で1,400万円でございます。

町営住宅につきましては、本来住宅使用料で賄うということで、起債を借りても交付税算入はされないということになっておりますが、当課の認識不足から令和3年及び令和5年において、合併特例債で借入れを行ってしまったものでございます。それが分かりましたので、今回繰上償還をお願いするものでございます。10ページの左側につきましては、その繰上償還に係る金融機関への手数料を計上するものでございます。

今回、交付税算入されない起債の借入れを繰上償還することで、今後支払う予 定であった利息の軽減を図るものでございます。その利息分としては57万円ほ どの利息の軽減を図るというものでございます。

○議長(酒井圭治君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

- ○6番(金元直栄君) 9ページの左側ですが、いわゆる余剰金の積立てですけれど も、私は分からんのですが、本来ここに積み立てて決算のときに行うのでないか なって思ったりもして、6月にもそうやって出てきたことがあるのかなと思いつ つ、令和4年分が積み残しになっていたっていう、年度がそんなにばらばらに、 決まった時期に積み立てるとかっていうことになっていないのはどうしてでしょ う。
- ○議長(酒井圭治君) 財政課長。
- ○財政課長(原 武史君) これまでも何度かご説明をさせていただいているところ でございますが、この基金への積立てというのは、決算年度の翌々年度までに積

み立てるということでなっております。今回、令和4年度分は、令和5年度に積み立てずに令和6年度になっているのですが、それは期限の範囲内ですので全然問題はない行為でございます。ただ、積み立てる年があったり積み立てない年があったり、というのはちょっと問題があると思っておりますので、これはこの前もちょっと答弁させていただきましたが、今後はその年度の決算の承認をいただいたら、すぐ次の議会のときに2分の1相当分を積むということで、予算措置させていただくということで対応してまいります。

- ○議長(酒井圭治君) 6番、金元君。
- ○6番(金元直栄君) 令和5年度の収支を見てみますと、4億8千万円と結構余っている。この規模でいうと5%ですか、大体。財政規模の約ですよ。そんな感じになるので、それで積み上げるときをきちっと、今言われたように定めておかないと、この町はえらい金が余っているのでないかっていうことも指摘されることになるのではないかなって思ったりするので、その辺は十分気を付けていただくというかどうかは知らないですけども、実態が分かるような会計状況にはしておく必要があるのかなと私は思っています。

以上です。

- ○議長(酒井圭治君) 財政課長。
- ○財政課長(原 武史君) 議員さんのおっしゃるとおりだと感じておりますので、 しっかりと決算承認を受けて、すぐ次の議会で積むということで対応させてい ただきます。
- ○議長(酒井圭治君) ほかありませんか。 11番、上田君。
- ○11番(上田 誠君) 9ページの右側です。こども園の合併特例債というのも分からんでもないのですが、これはこの前ちょっとご説明いただいたことがあると思うのですが、町営住宅の長寿命化が合併特例債に当たるという判断をしたのはどうしてですかね。普通考えると、ならないと思うのですが、そこら辺りの経緯と、今後そういうことのないようにお願いしたいのですが、何かそこら辺りのご
- ○議長(酒井圭治君) 財政課長。

説明があればと思います。

○財政課長(原 武史君) 誠に申し訳ございませんが、今回、令和3年度において、 まずここの町営住宅の改修をするときに、当時の担当が認識不足から交付税の算 入される合併特例債でもいいのではないか、という認識で借入れを行ってしまっ たところでございます。その後、令和5年度になりましても、前回、実際3年で借りられてしまったというのがあって、その後特段国等からの話もなかったので、すみませんが、令和5年度もその認識で借入れを行ってしまったものでございます。令和6年度に入りまして、ちょっと県のほうからおかしいのではないかという話がありましたので、制度をよく確認させていただきまして、やはり町営住宅ですから料金収入で賄うということになっておりまして、交付税算入の対象となるような起債は充当できないことになっておりますので、今回繰上償還という形で対応をさせていただくものです。以後十分注意いたします。

- ○議長(酒井圭治君) ほかありませんか。 9番、滝波君。
- ○9番(滝波登喜男君) ちょっと今の関連ですけれども、そうしますと、この10ページ左側のいわゆる手数料っていうのは、これはどういう手数料になるのですか。
- ○議長(酒井圭治君) 財政課長。
- ○財政課長(原 武史君) 当然金融機関のほうに返還して返すということになりますので、それの事務手数料になりますが、本来町の場合は合併特例債のほうの起債は今、民間の金融機関から借りているところですが、当然普通は借りるとその後の利息といいますか、それが発生するということで、当然貸していただける金融機関のほうはその利息収入を見込むわけですが、繰上償還となりますと、当然それもなくなってくるということもありますので、この事務手数料という形でその分の手数料を支払うというものでございます。ただ、国等の資金を借りた場合は、よくあるのが、この未来の利息分全額保証してくださいとなるときもあるのですが、金融機関さんのほうは計算された、この程度の手数料でということでなっているところでございます。
- ○議長(酒井圭治君) ほかありませんか。 9番、滝波君。
- ○9番(滝波登喜男君) ちょっともう少し整理させていただきますと、本来合併特例債で借りることができなかったものを借りてしまったと。そこが引っかかるのですけど、全くこれ、普通借入れしようと思うとどこかで、県とか国とかは分かりませんけれども、申請して借りるじゃないですか。どこかそこで引っかかるのが通常でないかなと思うのですけれども、それがなかったっていうことですか。
- ○議長(酒井圭治君) 財政課長。

- ○財政課長(原 武史君) 今回、令和3年と令和5年に起債の協議をかけているところでございます。当然その中で住宅の改修という事業で、こちらも協議をかけているのですが、それについて特段借入れの時点では、令和3年、令和5年については県との協議の中でも、おかしいのでないかという話にならなかったというのが現状でございます。
- ○議長(酒井圭治君) ほかありませんか。 なければ、次に、総合政策課関係の補足説明を求めます。 総合政策課長。
- ○総合政策課長(清水智昭君) それでは、総合政策課所管の補足説明をさせていた だきます。

10ページ右側、デマンド交通促進事業でございます。

御陵地区及び上志比地区におけます、事業者の委託のデマンド型乗合タクシー の停留所の標識購入に係る、消耗品費を補正させていただきたいと思います。

現行のコミュニティバスの停留所を活用した貼付標識として2地区分、御陵地区15か所、上志比地区28か所の計43か所、これはアルミ板の標識となります。もう一つが、電柱巻付型の標識として2地区分、御陵地区が22か所、上志比地区が41か所の計63か所、これは巻付型ということでポリ発泡スチロールのステンレスで巻き付けたいと思っております。全体で106か所のところとなります。

標識につきましては、区の中で約大体半径250メートルに1か所となるよう に配置しております。区の規模にもよりますが、おおよそ大体3か所から7か所 の形で停留所を配置したいと思っております。

以上、総合政策課の12月補正の説明とさせていただきます。よろしくお願い します。

○議長(酒井圭治君) これより質疑を許可いたします。 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(酒井圭治君) なければ、次に、住民税務課関係の補足説明を求めます。 住民税務課長。
- ○住民税務課長(吉川貞夫君) よろしくお願いします。

11ページ左側、お願いします。

賦課徴収事務費でございますが、10月からの郵便料改定に伴う不足額10万

3千円の補正をお願いしております。

この賦課徴収事務費で今後発送する郵便物としましては、確定申告や住民税申告のお知らせ、これが約2千通という大きい、多数のものがあります。それと固定資産税、償却資産の申告書が約500通と、大量に発送するものがありますので、事務方にお世話になります。

同じページ右側でございますが、国保会計の繰出金1万5千円、12ページの 左側、後期高齢者医療特別会計繰出金の補正金4万4千円、これはいずれも10 月からの郵便料改定に伴う不足額の補正をお願いしています。

中身につきましては、それぞれ会計の際の審議の際にご説明申し上げます。 以上、よろしくお願いします。

○議長(酒井圭治君) これより質疑を許可いたします。 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(酒井圭治君) なければ、次に、福祉保健課関係の補足説明を求めます。 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(高嶋 晃君) それでは、福祉保健課所管のご説明をさせていただきます。
 - 12ページ右側をお願いいたします。

郵便料改定に伴う補正でございます。重度医療関係の通知において増額が見込まれますので、その分を補正しております。

13ページ左側をお願いいたします。

障害者自立支援給付及び医療費等に伴う国庫返還金を計上しております。障害系の国庫補助金につきましては、例年10月に交付決定をいただきまして、それに基づく実績報告を翌年度の6月に行っております。額の確定により返還金を予算計上しているものでございます。

前年度実績に応じまして1年間のサービス利用料を見込んでおりましたが、介護給付費、訓練給付費、計画相談等に要する経費が見込みを下回ったということでございます。実績については、前年度110%程度の伸びとなっております。

同じく、13ページ右側でございます。

障害者総合支援事業の国庫補助金でございます。これは、日常生活用具給付事業に要する経費が見込みを下回ったためでございます。

続きまして、14ページ左側でございます。

障害児入所給付費等の国庫返還金を計上しております。放課後デイサービス、 障害児相談支援に要した経費が見込みを下回ったものでございます。

14ページ右側でございます。

これは、介護保険会計への繰出金を計上しております。郵便料及び居宅介護福 祉用具購入負担金、居宅介護住宅改修負担金に充当するものでございます。

続きまして、15ページ左側をお願いいたします。

これは郵便料改定に伴うものでございます。

15ページ右側でございます。

これは、認知症グループホーム等の防災支援ということで、グループホーム2 施設において非常用発電機を設置するということで、国庫補助金の採択を受けた ものを町が補助金として施設に交付するものでございます。

続きまして、16ページ左側をお願いいたします。

松岡福祉総合センターにおける電気料の不足が見込まれますので、その電気料 を補正するものでございます。

主な要因としましては、事務所の床改修に伴いまして事務所施設ホールのところに仮に設置いたしました。通常はホールの電気料はあまり使用しておりませんが、夏場においてホールの空調を利用したということで、その分が増となっております。また、老人センターの利用に伴う熱中症予防対策ということで、そこでも空調をちょっと長めに利用しておりますので、その分が増加したものと考えておるところでございます。

16ページ右側につきましても、郵便料の改正でございます。 以上でございます。

○議長(酒井圭治君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(酒井圭治君) なければ、次に、子育て支援課関係の補足説明を求めます。 子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(池端時枝君) それでは、子育て支援課所管分について補足説明 を申し上げます。

全協資料、予算説明書の18ページをお願いいたします。

左側、児童手当支給事業の償還金利子及び割引料3万5千円につきましては、 実績精算に伴う国庫補助金の返還でございます。また、国及び県から過年度分児 童手当追加交付金があったことから、財源の組替えをしております。

児童手当交付金については、国の財源が事業主拠出金分と国庫分で異なるため、 返還分を相殺することができないこととされているものです。

18ページ右側、子育て世帯生活支援特別給付金事業41万3千円につきましては、実績精算に伴う国庫補助金の返還でございます。

19ページ左側、保育園運営諸経費1,122万5千円につきましては、実績精算により国や県の補助金を返還するものです。

広域入所関係で国庫分277万3千円、県分149万4千円の返還、その下の 令和4年度分の3つの返還につきましては、昨年度同様、町内認定こども園、み どり葉こども園施設整備事業関係で、保育所部分について過大交付となっている 補助金695万7千円の返還でございます。

19ページ右側、子育て支援事業83万7千円につきましては、子ども見守り 宅食支援事業において、永平寺町社会福祉協議会の宅食及び学習支援などの経費 の増に伴い追加分を計上するものです。

増加の理由につきましては、コロナ禍で自粛していた学習支援の参加者が昨年 度の2倍以上増加してきていることや、宅食の対象者も物価高騰のあおりから増 加してきているものでございます。

20ページ右側、出産・子育て応援交付金事業38万7千円につきましては、 実績精算に伴う国庫補助金の返還でございます。

今回、令和4年度分の返還もございますが、これは県の精算確認が今年度に入ってから実施されたことによるものです。

21ページ左側、幼稚園運営諸経費3万5千円につきましては、実績精算により国や県の補助金を返還するものでございます。

以上のほかに、各施設の電気料の補正と郵便料の補正を計上しております。

電気料につきましては、国の補助制度の激変緩和制度の廃止に伴う単価の増に よるものです。また郵便料につきましては、10月からの郵便料改定に伴う不足 分を計上するものでございます。

続きまして、議案書の7ページをお願いいたします。

債務負担行為として500万円を計上しております。こちらにつきましては、 保育士の来年度募集定員に対して応募者が少なく、追加募集もしていただいてい ますが、いまだ定員割れをしている状況です。最大で5名分の正規保育士を人材 派遣会社から紹介していただく方法でお願いをするものでございます。 以上、子育て支援課所管分の補足説明とさせていただきます。

○議長(酒井圭治君) これより質疑を許可いたします。 質疑ありませんか。

6番、金元君。

- ○6番(金元直栄君) 保育士の確保のための債務負担行為の問題ですけれども、いわゆる人手不足で応募が集まらない。それで人員確保がうまくいっていないということですが、この何年か前に統廃合で20人を削減しているわけですね。そういうときにいろいろ聞いていると、正職員1人配置すると、会計年度というか非正規の人たちを何人か辞めてもらったということも聞いておる。そんなことを考えると、人事政策の中で、例えば少し余っているときというのですか、人員が確保しやすいときにはそれなりの人数を確保しておくとか、そこで例えば担当がなければ本庁に引き上げて、必要なときに支援するとか、そういう方策というのは今後も取っていくことはないですか。
- ○議長(酒井圭治君) 総務課参事。
- ○総務課参事(清水俊弘君) 先日の一般質問でもお答えをしましたように、人件費の県内での状況で申し上げますと、やはり永平寺町は直営の事業が非常に多いものですから、人件費の総額としては県内の市町の中で高い水準にございます。

その要因の一つとして、幼稚園を複数抱えて直接配置していると。この要因もございます。そういった関係から、なかなか経常収支をこれ以上上げないためにも、人件費を思い切って増やすというのがなかなか難しいと。そうしますと、今議員がおっしゃるように、例えば世の中に人員が余剰としてある、取りやすい状況で複数名というのは、お考えとしては非常に分かるのですけども、なかなかそこで余剰人員として、予備的な人員としてあらかじめ取るというのはなかなか収支のバランスから考えても難しいのではないかという判断をしております。

以上でございます。

- ○議長(酒井圭治君) 6番、金元君。
- ○6番(金元直栄君) 保育士さんの確保の問題で言うと、保育園の運営が大変で、保育所も定数ぎりぎりで確保しておくという状況になると、例えば途中で子どもさんが生まれます、ゼロ歳児保育で言うと、いわゆる産休明けから預かれる体制になっているはずです。もしそういうときにそういう人たちが産休明けから預けたいという申請が出てくると、それに対するのはどうやって対応するのですか。人が確保されていないと、保育士さんが確保できなかったら待ってもらうという

ことになる。それは制度上問題が生じないかと私は思うのですが。

- ○議長(酒井圭治君) 河合町長。
- ○町長(河合永充君) これ、民間園ができる前、大体正職と会計年度さんの割合は 5対5でした。今おっしゃられたとおり、例えば正職さんが育休とか産休で休ま れたときは、そこの担任をやっぱり会計年度さんにお願いするという時代が続い ていましたが、今はもう6対4を超えることで、正職の皆さんが担任を持っていただく。会計年度さんはサポートをいただくという体制が今できるようになりました。それと、ゼロ歳児をしてきた志比南にも昨年から広げております。

ただそこには、預ける子どもがいない場合、そういった場合はそこで予定している職員を、今大きい園のほうで配置をしてサポートに当たって、そういったゼロ歳の方が南とか志比北で出てきた場合はそっちに配置、そういった点で、そこは余剰というのかどうか分からないですけど、そういった点は考慮をしながらやっています。

それともう一つ、定数がぎりぎりなのではないかと。ちゃんと快適に基準に合ってやっているわけですが、例えば結婚をして辞められるとか、いろんな理由で辞められる。それは想定していない中で、育休とか子育てで休まれるのはある程度想定しているのですが、辞められる中でまた補充をしていかなければいけない。今ずっと幼稚園業界が人手不足ですので、本当に人の動きが激しくなってきているなというのも感じておりまして、そういった点でしっかり対応していかなければいけないなと思っています。

今回もこの500万円の予算を載せさせていただいたのも、できる限り、これ も何度も説明していますが、採用のやり方を、受けやすい環境をつくってやって いこうと思っています。これまでも会計年度職員さんが正職を受ける方がもっと 多いのかなと思っていましても、なかなか受けてくれない。それはひょっとした ら試験のいろいろな何か壁があるのかなということで、そういったいろいろな取 組をしながら、できればこの500万円を使わないように持っていきたいと思っ ていますが、もし足りない場合、それは永平寺町の子どもたちに影響が出てしま いますので、そのときはこれを使わせていただきたいという思いがありますので、 その辺のご理解をよろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(酒井圭治君) 6番、金元君。
- ○6番(金元直栄君) 僕は、保育士さんや学校の給食の調理員さんもそうですけど も、なかなか人手不足で確保が大変だというのは分かっています、いろんなこと

で試験の在り方を見直すということも、それは分からんわけではないですが、た だ、国の行革の方針の中で、たしか保育士さんの現場でやってというかは、以前 1万円以上あったと思います。それを国が一定、雪の多い地域で仕事している人 たちにもそういう手当てが、冬季手当がついていたと思います。それを行革の中 でどんどん削られていったというのがあるのですが、自治体によってはそういう 手当というのを、国の言うとおりに減らすだけではなかったところもあったので はないかなと思いますね。僕はこのようなところで、本当に保育士の確保、人手 不足の解消のためにということで、やっぱり手当の導入とか、そういうことも含 めて提示するのもいいのではないかなと。そういうことをしないと、本当に今処 遇の問題では大変な状況があると言われていますから、民間で正職員になっても 公務員の保育士さんと比べると、押しなべて言えば民間園のほうがかなり安い。 そういう待遇の中で、国は安上がりの保育っていうことをよく一般でも言われて いまして、国はそれを狙っているのもあったと思います。だから保育士の確保と か、そういうような技術職をどうつなぎ止めていくかということは十分考えてい かないと、一般職に準じてみんな手当はなしやというだけでは済まない問題もあ るということが、ここにきて出ているのではないかなと思うところです。どうし ていくのかなと見ているところですね。

- ○議長(酒井圭治君) 副町長。
- ○副町長(北川善一君) 民間のほうが安いとかっていう情報は把握していないのですけども、昨日から言っていますように、人件費の割合が一番高い町でありまして、財政予算に限りがある中で、そういった人件費のほうを上げていこうというと、その分どこかの事業を減らしていかなければという事情がありますので、そこら辺のところも考えながら、今後検討していかないといけないかなと思います。
- ○議長(酒井圭治君) 河合町長。
- ○町長(河合永充君) もう今、この時代になりますと、民間も公務員も給料はそんなにも変わらない時代になっています。今回も今、こども家庭庁が10%保育士さんの給料を上げる。これは実は民間園が対象で、民間園にそういった手当を。今回の追加予算で出すのですが、県とか国は今回、福祉施設と幼稚園に対して出るのですが、これはもう民間園対象になります。どっちかと言うと全国の7割が民間園ですので、その待遇であったり処遇であったり、これはもう公と民間はそんなに変わらないところまできている。

それともう一つは、今課題になっていますのが、新しい園のところにちょっと

先生が集まるという傾向もあるということで、給食センターもそうです。この前もお話ししましたが、採用に受かった方が永平寺町の給食室の現場を見て、この設備だったら私はいいです、と辞退されたという事例が出てきております。やっぱり労力の負荷がかからない新しい設備など、そういったことも考慮していかなければいけないということになっておりまして、国はどちらかというではなしに、全体的に7割以上が民間園ですので、日本の国は。その支援もそこに行く。私たちは、公はどうかというと、交付税措置という形でしてくれているということはお聞きをしております。

以上です。

- ○議長(酒井圭治君) ほかありませんか。 3番、川崎君。
- ○3番(川崎直文君) 19ページの右側の子ども見守り宅食支援事業、これが2倍 ぐらい増えているということです。コロナ後ということと物価高。これ、今後こ れくらいの規模で推移するのかどうか、そこの見解はどうでしょうか。
- ○議長(酒井圭治君) 子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(池端時枝君) 社会福祉協議会様は、特に学習支援のほうは長期 休暇のお休みのときだけを実施されているのですけども、コロナ禍の時代は参加 者も少なかったのですけど、やる回数も少なかったので、今これを通常にちょっと戻してきている形だと思いますので、このままの状態で推移していくと考えて います。
- ○議長(酒井圭治君) ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(酒井圭治君) なければ、次に、農林課関係の補足説明を求めます。 農林課長。
- ○農林課長(島田通正君) それでは、農林課関係の説明をしたいと思います。 説明書の25ページの右側をお願いします。

有害鳥獣対策事業需用費7千円につきましては、捕獲作業や熊目撃等のパトロールの回数増によりまして、燃料費が不足するために増額補正をするものでございます。

続きまして、説明書の26ページ左側をお願いします。

農業振興事務所経費負担金の3万3千円につきましては、学校給食で有機特栽 米を提供する場合、給食基準米ハナエチゼンとの価格差額分を負担しておりまし て、米価高騰によりまして単価が変わりましたので、その増額分を補正するもの でございます。

なお、本町につきましては、いちほまれの特栽④といいまして、化学肥料の50%減と農薬の50%減の特栽④というやつを使用しております。期間ですけど、新米が出ます11月から12か月の2か月で75俵分の差額分を今回増額補正とさせていただいております。

右側をお願いします。

担い手育成事業補助金627万8千円につきましては、県の補助事業でありまして、未来に繋ぐふくいの農業応援事業、スマート農業におきまして、町内の認定農業者が直進アシスト機能付トラクター1台とハローが1台の、令和7年度の要望からの前倒しによる、追加内諾を県のほうから受けましたので、今回県2分の1、町8分の1の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、説明書の27ページの左側をお願いします。

中山間農業集落支援事業補助金92万5千円につきましては、これも県補助でありまして、中山間総合対策支援事業営農省力化支援におきまして、農事組合法人九頭竜オーガニックファームのラジコン草刈機1台の追加内諾を県から受けましたので、県2分の1、町8分の1の増額補正をお願いするものでございます。右側をお願いします。

農地事務所経費の需用費4万2千円につきましては、激変緩和措置がなくなりましたので、電気代が不足するため、今回増額補正をするものでございます。

説明書の28ページ左側をお願いします。

県単土地改良事業補助金46万円につきましては、8月の小舟渡土地改良区の パイプライン破裂に係る復旧工事に対する補助金、事業費の10%分を増額補正 するものでございます。

右側をお願いします。

ため池等整備事業工事請負費23百万円につきましては、ため池廃止工事に係る地権者の承諾が得られず事業が不可能となり、今回工事請負費の全額分の減額 補正をお願いするものでございます。

説明書の29ページ左側をお願いします。

林業振興事務所経費の事業費4万6千円につきましては、地区要望の現地確認 増やパトロール回数の増によりまして燃料費が不足するために、今回増額補正を するものでございます。 以上、農林課関係の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(酒井圭治君) これより質疑を許可いたします。 質疑ありませんか。

7番、森山君。

- ○7番(森山 充君) 28ページの右側ですね。ため池の話ですけど、これはもう 今年度断念したっていう話ですが、次年度チャレンジするっていうことでよろし いですか。
- ○議長(酒井圭治君) 農林課長。
- ○農林課長(島田通正君) 今年度は断念しまして、来年度新たに、新規でまたやりますという形で県のほうにも要望を伝えております。
- ○議長(酒井圭治君) 7番、森山君。
- ○7番(森山 充君) 来年もまたチャレンジするということですと、何か地元対策 というか、その地権者対策に取り組むことってどんなことをするのですか。
- ○議長(酒井圭治君) 農林課長。
- ○農林課長(島田通正君) 地権者とも地元でもお話を、説明をしまして、補償に対する契約書を全ての話を聞いておりまして、今回、来年度いくという形で地権者も地元も了解を得ているような形です。
- ○議長(酒井圭治君) ほかありますか。 副町長。
- ○副町長(北川善一君) つまり、この事業はもともと地区のほうから地権者の同意が取れたのでというので申請しました。そして、今年度中実行する予定だったのですけども、今年度に入って、地元の中で地権者の同意が一部取れなくなったという事情がありまして、今年度断念したのですけども、その後、地元のほうで地権者全員の同意が取れたというのを確認しましたので、県とも協議して来年度申請する。1年先送りするという状況です。
- ○議長(酒井圭治君) ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(酒井圭治君) なければ、次に、商工観光課関係の補足説明を求めます。 商工観光課長。
- ○商工観光課長(江守直美君) では、29ページ右側をお願いいたします。 観光情報発信事業でございます。こちらのほうは、北陸新幹線の開業によりま して福井の観光案内状等でのパンフレットの送付依頼が増加していることとか、

出向宣伝等でパンフレットの配布数が増えていることから、当初見込んでいた数よりも予算が不足したため、予算要求をさせていただいております。今、4月から9月で2万部ほど発送しておりますが、10月から来年5月6月ぐらいまでの枚数3万部ということで、当初予算の残額と追加2万部ということで、今回2万部分の補正を要求させていただいております。

それと、下の段の特定財源の欄でございますけれども、こちらは多言語案内看板整備事業ということで、今年予算を要求させていただきました。事業費216万5,900円のうち、国から2分の1の補助率ということで108万2千円、県からは補助率4分の1ということで54万1千円の採択がありましたので、今回財源組替えを行わせていただいているものです。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(酒井圭治君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(酒井圭治君) なければ、次に、建設課関係の補足説明を求めます。建設課長。
- ○建設課長(竹澤隆一君) それでは、建設課関係の補足説明をさせていただきます。 予算説明書30ページ左側をお願いします。

道路橋梁総務諸経費の負担金補助及び交付金ですが、福井県道路協会会費の負担金で、福井県の道路事業予算額に基づきまして算出される負担金です。毎年前年の10月時点の県予算額の割合を基に、次年度の各市町の負担額を算出していますが、昨年は12月に国から追加予算の配分がありまして、永平寺町に割り振られた事業予算が増額されたことによりまして1万4千円不足することになりましたので、不足額の補正をお願いするものでございます。

次に右側、道路・橋梁維持補修事業の需用費ですが、町内一円の街灯の電気料が国の激変緩和の措置であった補助制度の廃止に伴いまして不足が見込まれるため、補正をお願いするものでございます。

次に、31ページ左側をお願いします。

永平寺ダム維持管理諸経費の需用費ですが、同じく永平寺ダムトイレにおきま して不足が見込まれる電気料の補正をお願いするものでございます。

右側をお願いします。

公園事務所経費の需用費ですが、同じく一般公園において不足が見込まれる電

気料と、松岡西公園の供用開始に伴いまして電気料及び水道料の補正をお願いするものでございます。

次の32ページにつきましても、同様に電気料の不足が見込まれるものを補正 するものでございます。

以上、建設課の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(酒井圭治君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(酒井圭治君) なければ、次に、学校教育課関係の補足説明を求めます。 学校教育課長。
- ○学校教育課長(山口健二君) それでは、学校教育課所管の補正についてご説明いたします。

説明書33ページ左側です。学校再編整備事業でございます。

当初予算に計上しておりますスクールバスの購入、またスクールバスの運行業務に係る国の補助金、県の補助金について交付決定通知を受けましたので、それぞれ増額となったことで財源を組替えするものでございます。

同じく、33ページ右側です。

補助金の返還につきましては、本来は補助対象とならない部活動指導員に係る 経費について、実績の精算によって国または県の補助金の返還が必要になったた めの予算計上でございます。

次に、34ページ左側です。上志比中学校の学校施設管理諸経費でございます。 今年、上志比中学校の体育館の外壁工事、改修工事を行っておりますが、施工 段階で電気を多く使用したことによりまして、電気代が不足することが見込まれ ました。そのため補正をお願いするものでございます。ただし、今回の工事に伴 いまして増加した電気代につきましては、施工業者と着手前に協議を行いまして、 全額施工業者から徴収するという予定になっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(酒井圭治君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番(上田 誠君) 33ページの右側の件です。

今までの説明ですと、令和2年から令和4年までの間、補助金対象でないやつ

をしたということですが、やはり補助金をもらうっていうことになれば、当然県 やらと折衝しているはずなので、その時点で分かっていたことじゃないか。それ も今年度精算するっていうのはよく分からないですが、それが毎年度なるか。そ んなときには令和2年、令和3年、令和4年分はオーケーで、今年したらいけな いっていうのは何か、そこら辺りが今の説明では分かりにくいところがあるので、 ご説明いただければと思います。

- ○議長(酒井圭治君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(山口健二君) これまで部活動指導員につきましては、本人の意向を尊重しまして、都合のいい時間帯に来てもらうということで、謝礼による雇用形態としておりました。それに対して補助金制度もいただいていたということで進めていましたけれども、この事業を進めている段階で補助金制度がちょっと変わりまして、対象外となる経費が含まれているということで、現在の担当者が気づいたことで県と相談しまして、過去の実績報告書を自主的に修正して、国のほうに提出したっていう経緯がちょっとございます。この補助制度の改正につきましては、部活動指導員の雇用形態、今までは謝礼による雇用形態でよかったのですけども、途中会計年度さんという雇用に変更されたということで、当時はこれに気づかずというか、これまでどおり本人の意向に伴って謝礼による雇用で続けていたのですけども、その結果、補助対象外になる申請をそのままずっと続けていたのですけども、その結果、補助対象外になる申請をそのままずっと続けていたまたその交付を受けていたということで、今回該当する補助金が発生したということで、補助金申請をした分を返すということで今回の返還金が、令和2年、令和3年、令和4年分は返すということになりました。

以上でございます。

- ○議長(酒井圭治君) 11番、上田君。
- ○11番(上田 誠君) 分からんではないですが、これは会計任用制度がきちっとなって、多分そのときからだろうと思うのですけども、公的に永平寺町もそうして、私は反対しましたけど、その反対した理由はこれとは違うのですけど、これでいくと、会計年度任用の制度になってそういう制度が変わって、これはうちのほうの制度なのか、町の補助対象の制度が変わったのか。おっしゃるとおり、謝礼とかそういうようなときには補助対象としてくれたけども、町の会計年度任用にきちっとなったことによって、その補助対象がなくなったという判断でいいですか。

それとは別に何か、改正になったのが県の都合の改正なのか。全体的なうちの

謝礼から、今言う会計任用のそういう制度、給与体制になってなったのか。それによってちょっと違いが出てくるので。今後は当然この意向はないわけですから、ただその場合のなったのが、これでいくと3年遡っての話ですけど、そこら辺は分からんではないですが、まだ腑に落ちないところがあるので、もう一度。

- ○議長(酒井圭治君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(山口健二君) 部活動指導員の事業が始まったのが、平成30年か ら始まっています。平成30年、平成31年からちょっと始まっているのですが、 平成30年、平成31年度は謝礼というか、会計年度さんではなくてもよかった ということだったのです。それが国、県の要綱が変わりまして、令和2年度から 会計年度任用職員という国の制度がちょっと変わったのですが、それが一応変わ ったのですけども、指導員の方、本人の希望によって謝礼による雇用でお願いし たいということになりました。というのも、本来部活動指導員という方は自分の 仕事も持っていますので、その中の仕事ということで、要は8時間労働というこ とが決まっていると思います。すると時間外の仕事になります。そうすると時間 外労働の上限規定とか、そういうことがいろいろありまして、書類の取扱いとか そういうのが本人的にも複雑になるということで、今まで平成30年から令和5 年度までは謝礼として支払っていたのですが、令和2年度からの要綱は会計年度 さんの仟用でとなっていたのですが、永平寺町とすればずっと謝礼として支払っ ていたので、この令和2年、令和3年、令和4年分は対象外になりますよという ことになりました。ですが令和5年度分につきましては、そのことが分かってい ましたので申請はしなかったということで、返還はなかったということになって おります。
- ○議長(酒井圭治君) ほかありませんか。 滝波君。
- ○9番(滝波登喜男君) 今の関連ですけど、ということは、今まで本人の都合で指導していただいていたのは、会計年度ということになったので何時から何時までって決まって指導するようになったということですか。
- ○議長(酒井圭治君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(山口健二君) もともと指導時間っていうのは、平日は2時間というのは決まっています。休日は3時間と決まっていますので、平日のほうの2時間、2時間といっても1時間半であったり1時間であったり、いろいろ指導者によって時間は変わります。

○議長(酒井圭治君) ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(酒井圭治君) なければ、次に、生涯学習課関係の補足説明を求めます。 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(吉田正幸君) それでは、生涯学習課所管の補正予算の補足説明を させていただきます。

予算説明資料34ページ右側をお願いいたします。

成人式事業で郵便料の補正ですが、本年10月1日から郵便料金の改定があったため、はたちのつどい事業で送付する案内状等の郵便料の補正をお願いするものです。

続きまして、35ページ左側をお願いいたします。

図書館施設管理諸経費の燃料費でございますが、今年度から町立図書館がクー リングシェルター設備所に指定されたため、館内の冷房を朝は早く稼働、夜は遅 くまで稼働させたことにより、年間見込額に不足を来すため補正をお願いするも のです。

続きまして、35ページ右側をお願いいたします。

文化会館施設管理諸経費、燃料費でございますが、今年度は昨年度に比べ夏場にホールを使う頻度が高かったため、またクーリングシェルターにも指定されていたため、年間見込額に不足を来すために補正をお願いするものでございます。 以上です。

○議長(酒井圭治君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) ないようですから、これより総括質疑を許可いたします。 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第79号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算について、第2審議に付したい案件はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませ

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。 これで、議案第79号の第1審議を終わります。 暫時休憩します。

(午前10時15分 休憩)

(午前10時25分 再開)

- ○議長(酒井圭治君) 休憩前に引き続き再開します。
 - ~日程第2 議案第80号 令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正 予算について~
 - ~日程第3 議案第81号 令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予 算について~
 - ~日程第4 議案第82号 令和6年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について~
 - ~日程第5 議案第83号 令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正 予算について~
- ○議長(酒井圭治君) 次に、日程第2、議案第80号、令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についてから、日程第5、議案第83号、令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算についての4件を一括議題とします。

これより第1審議を行います。

資料は議案書をご用意ください。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(原 武史君) それでは、議案第80号から議案第83号までの特別会 計補正予算について補足説明を行います。

まず、議案第80号、国民健康保険事業特別会計補正予算についてからです。 議案書の30ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計につきましては、款項の区分は分かれておりますが、 補正内容につきましては全て郵便料金改定に伴う追加補正でございます。 次に、議案第81号、後期高齢者医療特別会計補正予算について補足説明いた します。

議案書39ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計補正予算におきましても、款項の区分は分かれておりますが、補正内容につきましては、郵便料金の改定に伴う追加補正でございます。

次に、議案第82号、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。 歳出の主なものについて説明申し上げます。

議案書49ページをお願いいたします。

下段の款2保険給付費、項1介護サービス等諸費の補正額は190万7千円で ございます。

目7居宅介護福祉用具購入費におきまして、要介護者の居宅介護福祉用具購入 負担金40万円を計上しております。

また、目8宅介護住宅改修費におきましては、要介護者の居宅介護住宅改修費 負担金150万円を計上しております。

次に、50ページ下段、款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金の補正額 は総額で9,362万3千円でございます。実績精算に伴う返還金を計上するも のでございます。

次に、議案第83号、町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について補足説明いたします。

議案書の59ページをお願いいたします。

款1総務費、項1管理費の補正額は61万3千円でございます。電子処方箋発 行に対応するための機器購入費を計上するものでございます。

なお、財源としまして社会保険診療報酬支払基金を経由して、上限27万1千円の補助金が交付されますので、雑入に計上しております。

以上、議案第80号から83号までの補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

~日程第2 議案第80号 令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正 予算について~

○議長(酒井圭治君) これより日程第2、議案第80号、令和6年度永平寺町国民 健康保険事業特別会計補正予算について、を議題とします。

それでは、予算説明資料に基づき審議を行います。

資料は全員協議会資料となります。ご用意ください。

予算説明書36ページから38ページについて、担当課の補足説明を求めます。 住民税務課長。

○住民税務課長(吉川貞夫君) それでは、よろしくお願いします。

予算説明書37ページ左側、一般管理費、右側の賦課徴収費、38ページの特定審査事業費、同じく右側の保健疾病予防費、この4事業につきまして、いずれも郵便料改定に伴う不足分の補正をお願いしています。

38ページの一般管理費ですが、ここの分については今後資格確認書、資格情報通知書などを送付する予定でおります。賦課徴収費におきましては、確定申告や住民税申告に必要になる支払額の証明通知、これが約2千通と大きくなります。

38ページの特定健診費でございますが、これについては特定健診の受診券、 あとみなし健診の通知等を今後送付する予定でおります。

保健疾病予防につきましては、医療通知とそれに係る郵便料でございます。よ ろしくお願いをします。

○議長(酒井圭治君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第80号、令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、第2審議に付したい案件はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第80号の第1審議を終わります。

~日程第3 議案第81号 令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予 算について~

○議長(酒井圭治君) 次に、日程第3、議案第81号、令和6年度永平寺町後期高 齢者医療特別会計補正予算について、を議題とします。

それでは、予算説明資料に基づき審議を行います。

予算説明書39ページから40ページについて、担当課の補足説明を求めます。 住民税務課長。

○住民税務課長(吉川貞夫君) よろしくお願いします。

それでは、40ページをお願いします。左側の一般管理費、右側の賦課徴収費、 これはいずれも郵便料改定に伴う不足額の補正をお願いしております。

一般管理費ですが、主な郵便物としましては新規加入者や転居、負担割合変更 者に対する資格確認書の送付などが主なものでございます。

賦課徴収費におきましては、今後確定申告で申告に必要になる支払額の通知、これが約700通ありますので、その分の改定分の補正をお願いしています。 以上、よろしくお願いします。

○議長(酒井圭治君) これより質疑を許可いたします。 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) これで質疑を終わります。

議案第81号、令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について、 第2審議に付したい案件はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第81号の第1審議を終わります。

- ~日程第4 議案第82号 令和6年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について~
- ○議長(酒井圭治君) 次に、日程第4、議案第82号、令和6年度永平寺町介護保 険特別会計補正予算について、を議題とします。

それでは、予算説明資料に基づき審議を行います。

予算説明書41ページから45ページについて、担当課の補足説明を求めます。 福祉保健課長。

○福祉保健課長(高嶋 晃君) それでは、介護保険事業特別会計についてご説明を

させていただきます。

42ページをお願いいたします。

42ページは右側左側、両方とも郵便料改定に伴う補正でございます。

43ページ左側ですけれども、国・県からの過年度分の低所得者保険料軽減負担金の交付があったことから、財源組替えを行うものでございます。

43ページ右側につきましては、要介護者の福祉用品購入費負担金の増額補正 でございます。前年度比130%の増になると見込んでいるところでございます。 対象といたしましては、車椅子とか特殊ベッド(床擦れ防止用)、歩行用補助

続きまして、44ページ左側でございます。

同じく、要介護者の住宅改修負担金に関する増額補正でございます。

杖、歩行器などの購入した分についての負担金でございます。

これは前年比160%の増になると見込んでおります。手すりの取付けとか段 差解消、湯すべり防止として床材の変更とか引き戸への取替え、洋式便器への取 替え等が対象となっているものでございます。

44ページ右側につきましては、郵便料改定についての増額補正でございます。 45ページ左側でございます。国庫返還金の補正でございます。

介護保険の国庫・県費の補助金についてですけれども、11月までの実績に基づいて1年間のサービス利用料を算定しまして、3月に変更補助金の採択を受けております。翌年度の6月に実績報告を行い額が確定しましたので、今回の返還金を予算計上するものでございます。1月3月のサービス利用が伸びなかったことが主な要因となっております。

説明は以上でございます。

○議長(酒井圭治君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

- ○6番(金元直栄君) 償還金が9,300万円ということで、今お聞きしていたの は冬場のサービス事業が伸びなかったということですけれども、これはそれだけ でしょうか。この極端な金額というか、役場の会計全体の5%に近い金額にな るので、その辺はどうですかね。
- ○議長(酒井圭治君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(高嶋 晃君) 11月までの実績に基づいてということで、4月から11月の伸びをそのまま掛けまして、3月までの実績で補助金の額を確定して

いるのですけれども、特に在宅サービスにおいて伸びが少なかったと。ただ、在 宅サービスは金額的に小さいですけれども、伸びは少ないですが、施設サービス、 施設の入居者ですね。そちらのほうについては額が大きいと。見込みより伸び率 が少なかったのですが、その辺の関係で額が大きくなっているというところでご ざいます。

- ○議長(酒井圭治君) 6番、金元君。
- ○6番(金元直栄君) 原因のことについては今説明されていますけども、ちょっと 心配しているのは、やっぱり給付費、それを過大に見積もることで保険料の額に 影響が出てくるのでないかと。それがここで言うと、この介護保険会計年度の最 後の年、3年目ですよね、この年は。今年は初年度。この金額は初年度でなしに 去年の分になる。令和5年度分。そうなってくると、最終年度でこれだけの金額 が上がるっていうことは、ちょっと保険料の問題にも影響しているっていうこと はないですかね。
- ○議長(酒井圭治君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(高嶋 晃君) 保険料の算定につきましては、これは11月分で見込んで補助金を申請していますけれども、ぎりぎりまで実績値というものを把握して、その実績に応じた額で保険料というのを算出しております。ですから、この時点よりも角度的には現実に合ったービス利用料で保険料を算定しておりますので、著しく高くなるということはないと考えております。
- ○議長(酒井圭治君) 6番、金元君。
- ○6番(金元直栄君) いつもこの介護保険の償還金ですか、それが結構大きい額になっているので、会計そのものにも結構影響がある金額なのかなっていうのをちょっと感じているところです。

特に介護保険って結構、言葉はあれですけど、金余り的な状況も、集め過ぎてなかなかサービスの利用に使ってもまだそれなりの金額が残っているっていう状況が続いていたので、この辺も少し厳しくやっぱり見ていくことも大事ではないかということを指摘しておきます。

○議長(酒井圭治君) ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第82号、令和6年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、第2 審議に付したい案件はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第82号の第1審議を終わります。

- ~日程第5 議案第83号 令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正 予算について~
- ○議長(酒井圭治君) 次に、日程第5、議案第83号、令和6年度永平寺町立在宅 訪問診療所特別会計補正予算について、を議題とします。

それでは、予算説明資料に基づき審議を行います。

予算説明書46ページから47ページについて、担当課の補足説明を求めます。 福祉保健課長。

○福祉保健課長(高嶋 晃君) それでは、町立在宅訪問診療所特別会計についてご 説明させていただきます。

47ページをお願いします。

これまで町立診療所と薬局間でやり取りしていました紙の処方箋を電子化する 仕組みに対応した機器を購入するものでございます。これを購入することにより まして、薬局における患者の待ち時間の短縮でございますとか、複数の医療機関 や薬局をまたいでの薬剤の重複投与や併用禁止などの、チェックが可能となるも のでございます。

病院では患者さんに番号が記入している紙をお渡しします。患者さんはその紙を持って薬局へ行って薬をもらうという形になります。薬局のほうがこの電子端末、電子対応をしていない場合は、これまでと同じ紙の処方箋を交付するといった形でございます。

前回、全員協議会でマイナンバーカードを持っている方のみ対応ということを 言っておりましたが、マイナンバーカードを持っていなくても電子間でやり取り するということでございます。先ほど申しましたように、薬局のほうが対応して いなければ、これまでと同じように紙の処方箋を処方するといった形でございま す。 この電子処方箋に対応している薬局でございますが、医科大周辺につきましては、大手の薬局さんは全て対応していると聞いております。また、福井市の薬局については7割が対応済みということで、これから薬局の対応も増えてくるというふうに思われております。

説明は以上でございます。

○議長(酒井圭治君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

7番、森山君。

- ○7番(森山 充君) これを導入することによって、例えば待ち時間が短縮される というお話だったのですが、どのぐらいを見込んでいるのでしょうか。
- ○議長(酒井圭治君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(高嶋 晃君) 時間はあると思いますけれども、私も薬局に行って電子処方箋を出しますと、大体10分程度待っている時間があります。それが事前に行くことで、例えば時間を調整して何時頃取りに来るということで、薬局のほうで薬剤を作っておりまして、患者さんはそこへ行って紙を渡すことでスムーズに薬局で受け取れると、そういったことができるようになります。
- ○議長(酒井圭治君) 11番、上田君。
- ○11番(上田 誠君) 電子処方箋は分からんでもないですが、今までも大抵のところでは紙の処方箋をその場でファクスとかというような形で薬局へ送っています。所定のところで。ですから、これにしたメリットというとおかしいけど、普通の紙の処方箋だと、例えば2日やったかな、たってしまうとそれは無効になります。だからそうなったりすることはないと。当然電子化には世の中なっていきますから、それがあかんと言っているわけじゃないですが、なんかほとんど一緒やと。今までどおりやっているような気がするのですが。
- ○議長(酒井圭治君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(高嶋 晃君) メリットといいますと、マイナンバーカードを使いますとマイナンバーカードにお薬の情報がずっと蓄積されて、先ほど言ったように重複の防止といいますか、ほかの病院でもらっているお薬でありますとか、これまでどんなものを使っていたという情報も一緒にマイナンバーカードを利用することによって情報が蓄積されますので、そういったところでのメリットは十分あるかなと思っています。
- ○議長(酒井圭治君) 河合町長。

- ○町長(河合永充君) 時代の流れです。そういった中で、本当にこのサービスがこれからは当たり前になっていく。ただおっしゃられるとおり、紙で対応する人もしっかりやっていっていますので、これから薬局はそこがどんどん導入をしていって、また病院の事務方、薬局の事務方の人手不足の中での効率化、こういったものも図れますし、一つ一つの履歴、こういったものもしっかり管理ができるようになると思いますので、これは本当に時代の流れだということでご理解いただきたいと思います。
- ○議長(酒井圭治君) 11番、上田君。
- ○11番(上田 誠君) 電子処方箋、マイナカードであれ、お薬の履歴はお薬手帳というのをみんな持ってそれでやっていますので、その辺の不便はないと思います。だから分からんではないのですが、ぜひ取りこぼしのない方、今までどおりのやり方でやられるお年寄りは多々多いと思うので、ぜひそこら辺りはご配慮ということをお願いしたいと思います。
- ○議長(酒井圭治君) ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第83号、令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について、第2審議に付したい案件はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第83号の第1審議を終わります。

~日程第6 議案第84号 令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算について~

○議長(酒井圭治君) 次に、日程第6、議案第84号、令和年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、を議題とします。

これより第一審議を行います。

資料は議案書をご用意ください。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(原 武史君) それでは、議案第84号、令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算について補足説明いたします。

議案書64ページをお願いいたします。

款1水道事業費用、項1営業費用の補正額は742万5千円でございます。

目1原水及び浄水費におきましては、取水ですとか浄水に関する施設設備の電 気料として635万2千円を計上しております。

目2配水及び給水費におきましては、配水池などの配水に関する施設設備の電 気料として94万7千円を計上しております。

目4総係費におきましては、料金改定に伴う郵便料の追加で12万6,千円を 計上するものです。

以上、議案第84号の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(酒井圭治君) それでは、予算説明資料に基づき審議を行います。

資料は全員協議会資料をご用意ください。

予算説明書48ページについて、担当課の補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(勝見博貴君) それでは、上水道事業会計補正予算につきまして補 足説明を申し上げます。

予算説明書48ページをお願いいたします。

水道事業費用における目1原水及び浄水費につきましては、低圧契約が井戸などの取水施設9施設、ポンプ場などの浄水施設が3施設の計12施設分、高圧契約がポンプ場や浄水場の浄水施設3施設分でございます。

目2配水及び給水費につきましては、水道水を配水する配水池や中継ポンプ場などの配水施設で、全て低圧契約の7施設分でございます。当初予算におきましては、前年度実績をベースに予算計上いたしました。国の電気料金緩和対策の割引率の減少などによりまして、その差額分を増額補正するものでございます。月数で申し上げますと、約1.5か月から2か月分の補正額となっているところでございます。

次に、同じく目4総係費の通信運搬費につきましては、算出根拠につきまして は議案第79号、一般会計補正予算の際に総務課より説明をしたとおりでござい ます。

内容としましては、水道料金関係の納付書、督促状、催告状など第二種通常はがきや第一種定期郵便を主として、月平均927通分の補正をお願いするものでございます。

なお、財源は既決予算の収入により賄わせていただきます。

以上、上水道事業会計補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくお 願いいたします。

○議長(酒井圭治君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第84号、令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、第2審議に付したい案件はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第84号の第1審議を終わります。

~日程第7 議案第85号 福井県市町総合事務組合規約の変更について~

○議長(酒井圭治君) 次に、日程第7、議案第85号、福井県市町総合事務組合規 約の変更について、を議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

総務課参事。

○総務課参事(清水俊弘君) それでは、補足でご説明させていただきます。

全員協議会資料の49ページと議案の70ページをご覧ください。

今回お願いします議案は、来年の4月から本町も加入している福井県市町総合 事務組合の構成団体であります越前三国競艇企業団が越前三国ボートレース企業 団に名称を改めるということに伴っての議決でございます。 この仕組みで申し上げますと、一部事務組合での規約の変更ですが、こちらを する際には構成団体の議会の議決をいただいた上で、各構成団体が協議を行って 県知事の許可を得ると。そこで初めて名称変更が成立するということで、所定の 手続を取らせていただけたらと思います。

議案の71ページには、市町総合事務組合の規約の一部改正案のほうも載せて ございますので、こちらも併せてご確認をいただけたらと思います。

以上でございます。

○議長(酒井圭治君) これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第85号、福井県市町総合事務組合規約の変更について、第2審議に付し たい案件はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第85号の第1審議を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時54分 休憩)

(午前10時54分 再開)

○議長(酒井圭治君) 休憩前に引き続き再開します。

これをもちまして、本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして、散会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日12月13日から16日までを休会としたいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、明日12月13日から12月16日までを休会とします。

12月17日は午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いします。

なお、明日12月13日は午前9時より総務産業建設常任委員会、午後1時より教育民生常任委員会を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午前10時55分 散会)